

県内私立中学校におけるいじめ重大事態事案について

■ いじめ事案の概要

県内私立中学校（以下、「学校」）に入学した生徒（以下、「被害生徒」）は、運動部に入部した。生徒は、同じ部活動の生徒（以下、「加害生徒」）から、暴言や嫌がらせ等のいじめを受けた。

1年生の夏頃、加害生徒の1人が、被害生徒と成績のことを話した際に、被害生徒から見下されていると感じて快く思わず、被害生徒に対し「死ぬ、きもい、うざい」等の暴言を発した。これをきっかけに、他の加害生徒らも同様の暴言を発するようになった。被害生徒は、最初は言い返すこともできたが、次第に加害生徒らの行動により、心理的につらいと感じるようになっていった。

1年生の冬、運動部の練習メニューでランニングをしていた時、加害生徒らがふざけていたのでミーティングが行われた。顧問から「誰も注意しなかったのか」という問いかけに、被害生徒は「私は注意した」と発言した。注意が聞こえていなかった加害生徒らは、その被害生徒の発言に腹を立て、更にいじめがひどくなっていった。被害生徒は、胃液が逆流するような身体症状が現れ始め、夜も眠れなくなっていた。

2年生になっても、継続していじめられていた被害生徒は、8月に保護者へいじめの事実を訴え、保護者が学校に部活動内のいじめを訴えた。

学校は、被害生徒が登校できるための方法論ばかりを検討し、被害生徒の心に寄り添ったケアが十分にできなかった。

被害生徒は次第に心身に変調をきたし9月以降欠席がちとなり、10月下旬以降は一度も登校できず、内部進学を断念し、別の高校へ進学した。

<経緯>

- ・ 2年生時 8月 保護者から学校にいじめの訴え
- ・ 2年生時 9月 学校から県に対して、いじめの発生報告
- ・ 2年生時 2月 学校から県に対して、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第31条第1項に基づく重大事態の発生報告
- ・ 3年生時 6月 学校法人が、法第28条第1項に基づく第三者調査委員会を設置
- ・ 令和3年10月 学校法人から、県に対して、第三者調査委員会の調査報告書を提出
- ・ 令和4年6月 被害生徒・保護者から県に対して、第三者調査委員会では調査されていない新たないじめ事案を申し出
 - ・ ある生徒が「来なかったらいいのに」と発言した行為
 - ・ 朝礼前の教室での3名の生徒との会話の中で、内2名が「被害生徒がサボっている」などと発言した行為
- ・ 令和4年6月 県において、法第31条第2項に基づく再調査の実施を決定
- ・ 令和4年10月～令和6年7月 県において、計28回の再調査委員会を開催

奈良県いじめ問題再調査委員会 報告書（要旨）

<被害生徒から申し出のあった新たないじめ事案について>

被害生徒が、新たに再調査委員会においていじめと主張した2つの事象については、いじめに該当すると判断できないとされた。

（いじめに該当すると判断できないとされた事象）

- ・ある生徒が「来なかったらいいのに」と発言した行為（P10(イ), P20(2)7⑨）
- ・朝礼前の教室での3名の生徒との会話の中で、内2名が「被害生徒がサボっている」などと発言した行為（P11(ケ), P21 4⑩）

<第三者調査委員会（学校）で検討されたいじめ事案の再度評価・判定について>

被害生徒が、第三者調査委員会においていじめと主張した8つの事象については、再調査委員会においても同様の評価・判定であった。

- ・6つの事象がいじめに該当（P4①②, P5③④⑦⑧、P18-P19）※参考：別添の時系列表
- ・2つの事象はいじめに該当すると判断できない

- ・ミーティング中に被害生徒の方を見て笑った行為（P5⑤, P19オ）
- ・ランニング中に故意に被害生徒の前を遅く走った行為（P5⑥, P19カ）

<いじめが重大化した原因の分析>

危機管理、被害生徒対応、加害生徒対応の観点から検討が行われ、教職員、学校側における認識の甘さや初期対応の拙さ、いじめ覚知後の対応に不備があったと分析。主に下記の点が挙げられた。

- 被害生徒の表情が暗いことなど様子が異なることに複数の教職員が気づいていたにもかかわらず教職員間で共有されず早期介入できなかった
- 学校組織内における情報共有や連携・対応が不十分であった
- 被害生徒の心に寄り添いきれなかった
- 加害生徒らへの指導が不十分であった

<再発防止に向けた提言>

いじめの早期発見・早期解決に向けた対応策を詳細に提言。主に下記の点が挙げられた。

- いじめ事案では初動段階が極めて重要であり、個々の教員任せではなく、管理職を含めた学校全体で組織的に対応すること
- スクールカウンセラー等の専門家の意見を仰ぎながら被害生徒へ対応すること
- 加害生徒が表層上の謝罪を示すだけでなく被害生徒の気持ちを理解するための指導を検討すること

■ いじめ重大事態の再発防止のための県の取組について

- ・ 法第 31 条 3 項に基づき、学校法人が同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、県として必要な措置を講ずる。

具体的には、再調査委員会における再発防止に係る提言を踏まえ、私立学校法第 6 条に基づき、法人に対していじめ防止対策等について、報告書の提出を求める。また、報告があった対策について、適切に実施されているか確認するための報告を求めることとする。

併せて、県内各学校法人に対して、同様の事案が生じないように、今回の事案を踏まえた対策の徹底について通知文を発出する。

- ・ 県内学校における同様のいじめ重大事態の再発を防止する観点から、8 月 6 日開催の「奈良県いじめ対策連絡協議会（※1）」、11 月中旬開催予定の「私立学校管理職向け研修会」等の機会を活用し、国公立の学校関係者等に事案の共有を図ることにより、各学校におけるいじめ防止対策やいじめに関する指導・支援活動を見直す機会としていただく。

※1 県で実施するいじめ対策の実施状況の報告、その他いじめ防止に関する情報共有等を実施。（年 2 回程度）
関係機関（13 名）… 教育・法律・医療・福祉の学識経験者、学校関係者（公立学校、私立学校の代表者及び P T A 関係者）、市町村教育委員会の代表者、中央こども家庭センター、奈良地方務局、県警察

- ・ 調査報告書（公表版）に記載された再発防止に向けた提言を「奈良県いじめ防止基本方針」へ反映する。

	R6. 8月	9月	10月	11月	12月	R7. 1月	2月	3月	R7.4~
調査結果の公表・記者会見	●								
学校法人に私立学校法第6条に基づき報告書の提出を求める	●								
同様の事態が起こらないよう各私立学校に通知を発出	●								
「奈良県いじめ対策連絡協議会」での周知・啓発	●								
「私立学校管理職向け研修会」での周知・啓発				●					
「奈良県いじめ防止基本方針」に報告書の提言を反映		●							

国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改定時期により前後